



公益法人から一般社団法人・一般財団法人に移行する場合には、その保有する財産はどうなるのでしょうか。国や地方公共団体に没収されてしまうのでしょうか。



公益法人が一般社団法人・一般財団法人に移行した場合には、公益法人として保有していた財産の性格上、その保有していた財産に相当する額については、私益のために社員等の構成員や設立者に帰属させることを防止し、その額が公益のために支出される必要がありますが、そのために法人の保有する財産を国や地方公共団体が没収したりすることはありません。

一般社団法人・一般財団法人へ移行しようとする公益法人は、基本的に、一般社団法人・一般財団法人に移行した後に移行の際の正味財産額を基礎として算定した額（公益目的財産額）に相当する金額を計画的に公益の目的のために支出するための計画（公益目的支出計画）を作成し、その公益目的支出計画に従って、一般社団法人・一般財団法人へ移行した後に公益目的財産額に相当する金額を最終的に公益の目的のために支出してもらうことになります。

なお、公益目的財産額の算定に当たっての資産及び負債の評価の仕方等については、公益法人の保有する資産及び負債の性質などを踏まえて、今後内閣府令で明らかにしていきます。



公益目的支出計画では、どのような事業等が実施できるのでしょうか。



公益目的支出計画に記載することができる事業等は、次のいずれかです。

#### 1. 継続事業

公益法人が一般社団法人・一般財団法人への移行の認可を受ける前から継続して実施する事業をいいます。

ただし、その法人の本来事業でないもの、一般社団法人・一般財団法人に移行する前に所管官庁に公益に関する事業としてふさわしくない旨の指導を受けていた事業については、公益目的支出計画に記載できる事業とすることはできません。

#### 2. 公益目的事業

公益法人認定法に規定する公益目的事業をいいます。

当該法人が一般社団法人・一般財団法人への移行の認可を受ける前から継続して実施する事業が公益目的事業に該当するものであれば、公益目的事業として公益目的支出計画に記載することができます。

また、移行前から実施していなかった事業であっても、一般社団法人・一般財団法人に移行する際に新たに公益目的事業を実施する場合には公益目的支出計画に記載することができます。

#### 3. 公益のための寄附

当該法人の目的に類似する目的を有する公益法人認定法に基づく公益法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人等に対する寄附、国、地方公共団体に対する寄附をいいます。